

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月28日掲載)

No.43	■「障害児・者」の法律上の定義規定を示せ。
解答	<p>① 障害者基本法第2条 「この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」</p> <p>② 障害者自立支援法第4条 「この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。」(第1項) 「この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。」(第2項)</p> <p>③ 児童福祉法第4条 「この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。」(第2項)</p> <p>④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条 「この法律において「障害児」とは、20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」(第1項) 「この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。」(第2項) 「この法律において「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」(第3項)</p> <p>⑤ 身体障害者福祉法第4条 「この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」</p> <p>⑥ 精神保健福祉法第5条 「この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」</p> <p>⑦ 発達障害者支援法第2条 「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」(第1項)</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

<p>「この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。」(第 2 項)</p> <p><参考></p> <p>・知的障害者福祉法には、「知的障害児者」の定義規定はない。</p> <p>知的障害者福祉法第1条（目的）の規定：</p> <p>「この法律は、障害者自立支援法と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。」</p>
--

(注)「問題 77 障害児施設の体系を示せ。」を参照のこと。